令和８年
11
月発行

宮口たより

豊田警察署
宮口駐在所
（0565）
35-0110

自転車の交通ルール、しっかり守っていますか？

道路交通法改正に伴い、自転車での悪質・危険な違反を行った１６歳以上の者に対する交通反則通告制度（青切符）が始まってから半年が経過しました。

逢妻地区においても、最近はヘルメットをしっかりと被り自転車を運転する人や、交通ルールに従って自転車を運転する人も増えてきており、皆さんの自転車の安全運転に対する意識が高くなっていることが感じられます。

しかし、一時停止標識を無視して止まらずに走行したり、イヤホンを両耳に装着した状態で自転車を運転する人等、危険な運転をしている人もまだまだ見受けられます。

自転車を運転する際は、交通ルールをしっかりと守り、安全に気を付けて走行するよう心掛けましょう。

※悪質・危険な違反例



反則金
3,000円
並進走行



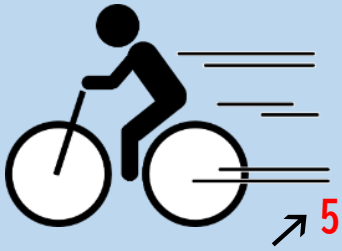
反則金
3,000円
二人乗り走行



反則金
12,000円
スマホ等のながら運転



反則金
5,000円
傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転
（公安委員会遵守事項違反）



反則金
6,000円
反則金
5,000円
信号無視・指定場所一時不停止

豊田警察署HP　愛知県警採用HP　アイチポリス iOS版　アイチポリス Android版

警察業務説明会随時開催中（要予約）
詳細は豊田警察署警務課（採用担当）まで

緊急時は110番　警察相談ダイヤルは＃9110